

気候変動適応北海道広域協議会設置要綱

制 定 平成 31 年 2 月 22 日

(目的及び設置)

第 1 条 気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項の規定により、北海道地域における広域的な連携による気候変動適応に関し必要な協議を行うため、気候変動適応北海道広域協議会（以下「北海道広域協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の気候変動適応に関する事項
 - ア 気候変動適応に関する施策や取組についての情報交換・共有
 - イ 地域における気候変動影響に関する科学的知見の整理
 - ウ 地域において気候変動適応を推進する上での課題の整理及び適応策の検討
 - エ 地域の関係者連携によるプロジェクト等の推進
- (2) 協議会の運営に関し必要な事項
- (3) その他

(構成)

- 第 3 条 協議会は、別紙 1 に掲げる地方環境事務所その他国の行政機関、道、市町村、地域気候変動適応センターその他気候変動適応に関係を有する者で構成する。
- 2 協議会には別紙 2 に掲げるアドバイザーを置く。アドバイザーは必要に応じて変更することができる。
 - 3 協議会には必要に応じてその他の関係者を参加させることができる。

(庶務)

第 4 条 協議会の庶務は、北海道地方環境事務所環境対策課において処理する。

(協議会の開催)

- 第 5 条 協議会は、原則として公開とするが、協議会の構成員が公開を望まないものやその他公開を差し控えるものについては、非公開とする。
- 2 協議会は、必要に応じ分科会及びワーキンググループを設けることができる。

附則

この要綱は、平成 31 年 2 月 22 日から施行する。

一部改正、令和元年 7 月 23 日

一部改正、令和 2 年 10 月 30 日

一部改正、令和 4 年 8 月 25 日

一部改正 令和 5 年 8 月 2 日

一部改正 令和 6 月 7 日 25 日

(別紙1)

気候変動適応北海道広域協議会構成員

農林水産省 北海道農政事務所 生産経営産業部 生産支援課長
林野庁 北海道森林管理局 総務企画部 企画課長
国土交通省 北海道開発局 開発監理部 開発連携推進課長
国土交通省 北海道運輸局 交通政策部 環境・物流課長
気象庁 札幌管区气象台 気象防災部 気候変動・海洋情報調整官
環境省 北海道地方環境事務所 環境対策課長

北海道 経済部 ゼロカーボン推進局 ゼロカーボン戦略課 地球温暖化対策担当課長

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課長

函館市 環境部 環境政策課長

帯広市 都市環境部 環境室 環境課長

釧路市 市民環境部次長(環境保全課長)

苫小牧市 環境衛生部 ゼロカーボン推進室長

鶴居村 産業振興課長

留寿都村 住民福祉課長

北見市 市民環境部 ゼロカーボン推進室 ゼロカーボン推進課長

富良野市 市民生活部 環境課長

石狩市 環境市民部 環境課 ゼロカーボン推進担当課長

旭川市 環境部 環境総務課 ゼロカーボンシティ担当課長

千歳市 市民環境部 環境課長

公益社団法人 北海道環境財団 北海道地球温暖化防止活動推進センター

地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部

エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部長

国立研究開発法人 国立環境研究所 気候変動適応センター

チャレンジフィールド北海道(公益財団法人 北海道科学技術総合振興センター)

(別紙2)

気候変動適応北海道広域協議会アドバイザー

野口 泉

(地方独立行政法人 北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部
エネルギー・環境・地質研究所 環境保全部 専門研究員)